

感染症診査協議会条例（平成11年3月18日条例第26号）

最終改正:平成19年3月16日条例第14号

改正内容:平成19年3月16日条例第14号 [平成28年10月11日]

○感染症診査協議会条例

平成11年3月18日条例第26号

改正

平成19年3月16日条例第14号

感染症診査協議会条例をここに公布する。

感染症診査協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員の定数は、7人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第3条 協議会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 協議会は、委員長が必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号及び第13号を次のように改める。

（12）結核診査協議会

（13）感染症診査協議会

別表第1結核診査協議会の項の次に次のように加える。

感染症診査協議会	委員長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2結核診査協議会の委員の項の次に次のように加える。

感染症診査協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------	---------------------

附 則（平成19年3月16日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）